

下関市子宮頸がん予防(HPV)ワクチンを自費で接種した方への償還払いについて

子宮頸がん予防ワクチンの積極的差し控えにより接種の機会を逃した方で、定期接種の対象年齢(小学校6年生から高校1年生年齢相当)を過ぎて、令和4年3月31日までに自費で接種した場合、下関が定める上限額の範囲内で償還払いを実施します。

対象となる方

下記の全ての項目に該当する方が対象となります。

- ① 平成9年4月2日～平成17年4月1日生まれの女子
- ② 令和4年4月1日時点で下関市に住民票があること
- ③ 16歳となる日の属する年度の末日までに(定期接種対象期間内に)ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種において3回の接種を完了していないこと
- ④ 17歳となる日の属する年度の初日から令和4年3月31日までに日本国内の医療機関でHPVワクチン(2価と4価)の任意接種を受け、実費を負担したこと
※9価HPVワクチンは対象外です
- ⑤ 償還払いを受けようとする接種回数分について、HPVワクチンのキャッチアップ接種として定期接種を受けていない方
- ⑥ 本市以外の市区町村から、同様の費用助成を受けていないこと



必要書類

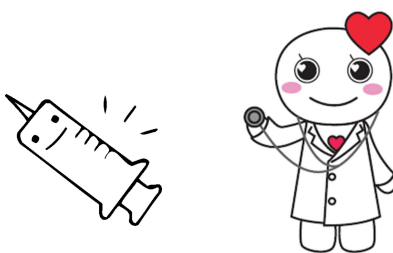
次の必要書類を揃えて、申請受付窓口を持参してください。

必要書類等	注意事項
①申請書(様式第1号)	申請受付窓口又は市のホームページよりダウンロードできます。申請日時時点で被接種者が未成年の場合は保護者が申請してください。 ※修正液等の修正は不可(修正の際は二重線を引く)。
②接種記録が確認できる書類	母子手帳の「予防接種の記録」欄の写し、予防接種済証、接種済みの記載がある予診票等のうちいずれか1つ ※上記書類が手元にない場合、 予防接種を受けた医療機関が作成する証明書(様式第2号) を添付することも可能です。 ただし、証明書の作成に手数料がかかる場合があります。(作成にかかる手数料は費用助成の対象外です)
③接種費用の支払いを確認する書類	領収書および明細書の原本で、各回の接種日、ワクチン名、料金、医療機関名がわかるもの ※紛失した場合、裏面 助成金額 をご参照ください。
④被接種者の本人確認書類	申請時の住所が記載された運転免許証の写し、健康保険証(両面)の写し、住民票などいずれか一つ ※申請者と被接種者が異なる場合は双方のもの
⑤請求書(様式第5号)	申請受付窓口又は市のホームページよりダウンロードできます。申請者、口座名義人は同一になるようにお願いします。 ※修正液等の修正は不可(修正の際は二重線を引く)。
⑥振込先金融機関の通帳の写し	通帳の見開き上部に記載の振込先の銀行名、支店名、 <u>口座名義人</u> 及び <u>口座番号(7桁)</u> を確認させていただきます。 ※口座名義人は、被接種者または申請者と原則同一にしてください。
⑦委任状(様式第6号)	<u>接種者</u> 、 <u>申請者</u> 、 <u>口座名義人</u> のいずれかが違う場合は委任状の提出が必要になります。

(裏面あり)

申請期限

令和7年3月31日まで



下関市保健部マスコット
キャラクター“こころん”

申請受付窓口

健康推進課 下関市南部町1番1号（本庁舎西棟3階A2窓口）

※各保健センター及び支所、旧4町総合支所では、受け付けていません。
※窓口での申請が困難な場合は、電話で健康推進課までお問い合わせください。

（受付日時）

月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで（年末年始及び祝日は除く）

助成金額

下関市が定める助成金額を限度とし、限度額と自費で支払った額のどちらか低い金額

※ただし、領収書等を紛失し支払い額が確認できない場合は、下関市が設定する金額を助成します。

助成時期

申請書類を受理後、1か月程度で交付（または不交付）決定通知書を申請者に送付します。請求書を受理後、1か月程度で指定口座に入金します。

《問い合わせ先》

下関市保健部健康推進課 母子保健係（本庁舎西棟3階）
〒750-8521 下関市南部町1番1号 TEL 083-231-1447